

第 18 回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 12 月 25 日（水曜日）午後 2 時から午後 2 時 40 分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席 9 名／定数 11 名、農地利用最適化推進委員出席 7 名／定数 9 名）
- | | | | |
|-------------|-------|------|------|
| 会 長 | 神谷昌明 | | |
| 農業委員 | 永坂邦男 | 市古昭子 | 原田孝司 |
| | 黒田実 | 長谷部実 | 近藤正孝 |
| | 金子さか江 | 三島孝二 | |
| 農地利用最適化推進委員 | | | |
| | 石川清勝 | 藤関弘之 | 新美康弘 |
| | 加藤浩孝 | 下島良一 | 杉浦孝明 |
| | 磯貝孝弘 | | |
4. 欠席委員（農地利用最適化推進委員 2 名）
- | | | | |
|--|-------|------|------|
| | 山中力四郎 | 藤浦利吉 | 永井是充 |
| | 金原節子 | | |

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の選定について

第 2 （1）議案について (186 件)

- | | | |
|---------|--|-------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の許可申請の件 | 2 件 |
| 議案第 2 号 | 農地法第 5 条の許可申請の件 | 1 件 |
| 議案第 3 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件 | 1 件 |
| 議案第 4 号 | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則
第 4 条の 5 第 1 項第 27 号に係る計画の件 | 1 件 |
| 議案第 5 号 | 碧南農用地利用計画変更の件 | 1 件 |
| 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画の件 | 179 件 |
| 議案第 7 号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件 | 1 件 |

（2）報告事項について (22 件)

- | | | |
|---------|------------------------------|------|
| 報告第 1 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件 | 3 件 |
| 報告第 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件 | 11 件 |
| 報告第 3 号 | 農地法第 18 条第 6 号の規定による届出の件 | 7 件 |
| 追加報告 | | |
| 報告第 4 号 | 生産緑地あつせん願いの件 | 1 件 |

6. 事務局・説明員

局 長	生田和重	次 長	亀島弘樹	係 長	松井佑未子
主 事	片山大輔	主 事	石川修平		

7. 議事とその結果

事務局	皆さん、こんにちは。 定刻となりましたので、ただいまより「第18回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。3番委員、8番委員、14番委員、16番委員より欠席の届け出がありました。よって、農業委員9名・推進委員7名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本委員会は成立していますことをご報告いたします。 それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は神谷昌明会長にお願いします。
会 長	本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。
議 場 会 長	(「異議無し」の声) それでは、10番委員、11番委員にお願いします。 次に、日程第2の議事に入ります。 議案第1号、「農地法第3条の許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	1ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件についてです。 受付番号870番、〇〇町〇丁目〇〇番 現況畑 664㎡のうち500㎡につきまして 〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇さん から □□町□丁目□□番地 □□□□□□□□ □□□□さん へ 賃貸借権設定の許可申請です。 申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の開始です。この農地は、市街化調整区域の農地です。 対価は、20,000円、10アールあたり40,000円、期間は令和7年1月1日から1年間です。 農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、 第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力についてですが、 経営地30a以上の下限面積要件については、令和5年4月の法改正により廃止されています。このため、農地台帳上の経営地がなくても、労働力、技術、所有している機械等から、効率的な耕作がなされるかどうかを総合的に勘案する必要があります。 この農地を借り受けるにあたり、11月19日に7番委員と18番委員と農政振興係及び事務局で面談を実施しました。 耕耘機1台を地主の〇〇〇〇さんから借り、今後は自己資金にて管理機1台を購入予定とのことです。

農作業に従事する者は、□□□□さんの1名です。10年ほど前から10アール程の畑を借りて家庭菜園をしておりましたが、売却により耕作ができなくなったため、現在はあおいパークの市民農園を借りて農業に携わっております。現在は会社勤めですが、定年後は経営地を増やし、本格的に農業に専念したいとのことです。また定年までは帰宅後の時間や有給休暇等を利用し、農作業に従事していきたいとのことです。

通作距離は車で10分となっております。

第4号関係の、農作業従事日数は、年間150日の予定です。

第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、地域農業集落の取り決めに従い、周辺農地の耕作者と協調して耕作していきますので支障はありません、とのことです。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

12月6日に、大浜地区の7番委員、16番委員と事務局で現場確認を実施しました。

地図は、112ページにあります。

続いて受付番号871番、〇〇町〇丁目〇〇番 現況田 561㎡ につきまして
〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇さん から

□□町□丁目□□番地 □□□□さん へ 所有権移転の許可申請です。

申請理由としましては、譲渡人は農業経営の廃止、譲受人は農業経営の拡大です。
この農地は、市街化調整区域の農地です。

対価は、1,690,000円、坪単価は約10,000円です。

農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、

第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は田が20,410㎡、畑が2,154㎡の計22,564㎡です。

農作業に従事する者は、農作業歴60年の□□さんと、50年の妻、の計2名です。また今後は農作業歴20年の子と20年の子の妻が農業経営に加わる予定です。

通作距離は、車で10分となっております。

第4号関係の、農作業従事日数は、□□さんが250日、妻が200日です。

第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、地域農業集落の取り決めに従い、周辺農地の耕作者と協調して耕作していきますので支障はありません、とのことです。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

12月9日に、西端地区の15番委員、19番委員と事務局で、現場確認を実施しました。

地図は、114ページにあります。申請者は認定農家ではありませんが、今回この土地を取得することで、集約化が進むため申請者の経営地を灰色で示してありま

会 長 す。

1 8 番委員 ありがとうございます。

7 番委員 只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。まず、受付番号 8 7 0 番について 7 番委員をお願いします。

1 2 月 6 日に 1 8 番委員と事務局と 3 人で現場を見させてもらいました。その時には以前は草が生えていましたが、それをきれいにして、ビニールを被せて、これからやるぞという気概溢れる感じで、しっかりやってくれると思うのでよろしくをお願いします。

会 長 ありがとうございます。次に 1 8 番委員をお願いします。

1 8 番委員 地主の方が 1 0 年近く耕作を行わず草生え状態であった所を借手さんが土日 に作業されて耕作をされて頑張ってみえるので、ぜひ認めてあげて農家になれたら良いなと思っております。

会 長 ありがとうございます。続いて受付番号 8 7 1 番について 1 5 番委員をお願いします。

1 5 番委員 既に借りて作られていて、自分の土地の隣なのですがご夫婦で熱心にやられている姿を目にします。問題ないかと思います。

会 長 ありがとうございます。次に 1 9 番委員をお願いします。

1 9 番委員 家庭菜園的な野菜が作られており、問題ないと思います。

会 長 ありがとうございます。この件について、推進委員の方も含めてご意見・ご質問はございませんか。

1 3 番委員 8 7 0 番の方は具体的に何を作られるのでしょうか。

事務局 計画ではキャベツ・ナス・白菜・さやえんどうを栽培予定だそうです。

会 長 よろしいですか。

1 3 番委員 はい。

会 長 他はよろしいですか。無いようですので簡易採決をします。議案第 1 号について原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議も無いようですので議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局 次に、議案第 2 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局は議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 2 ページをお開きください。

議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の件、県許可についてです。

受付番号 8 7 2 番

◎◎町◎丁◎◎番地、◎◎◎ さんから、

□□町□丁目□□番地、□□□□さんへ、

〇〇町〇丁目〇〇〇番〇、畑、4 4 3 m²につきまして、

所有権移転で、農業用倉庫へ転用です。

農業用倉庫 2 棟、建築面積 2 4 1 . 7 2 m²、建ぺい率 5 4 . 5 %です。

申請理由としましては、「畑作農家として生計を立てていますが、息子も跡をついでくれることになったため農業経営の規模を拡大しています。既存の倉庫で

	農機具や肥料、収穫品の保管をしておりますが、敷地が狭く非常に効率の悪い体制で作業をしております。今回申請にあたり、世帯所有地についても検討しましたが自宅以外はすべて農地であることもあり、自宅からも近い申請地で農業用倉庫を建築することにより、適正な広さで管理作業できるようになり、作業効率もあがるため許可願いたい」とのことです。 申請地の農地区分は、第3種農地と考えます。第3種農地とは、「市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい農地」で、今回の申請地は、第3種農地の中でも、「街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域」に相当していると考えます。 この第3種農地は、「原則として転用許可することができる」区域にあたります。 また申請書には、碧南市土地改良区の意見書が添付されており、意見がついておりますがそれについては別途対応していただくこととなっております。 以上の様に、農地法第5条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。 なお、令和6年12月6日に、大浜地区の7番委員、18番委員と事務局で、現場確認を実施しております。 地図は、112ページにあります。西側の細長い宅地部分91㎡についても通路部分として一体利用する予定とのことでした。 また、図面は、113ページにあります。
会 長	ありがとうございました。只今の説明に関連して現地確認をした委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、7番委員をお願いします。
7 番委員	申請地は譲受人の家の裏になりまして、現在宅地畑なのを倉庫にする計画です。息子さんもいて問題ないと思います。
会 長	ありがとうございました。次に18番委員をお願いします。
1 8 番委員	きれいに設置される計画で問題ないと思います。
会 長	ありがとうございました。この件について、推進委員の方も含めてご意見・ご質問はございませんか。
会 長	無いようですので簡易採決します。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議も無いようですので議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
	次に、議案第3号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件」を議題とします。事務局は議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	3ページをお開きください。
	議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件についてです。
	受付番号873番
	被相続人は〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇、〇〇〇〇さん。令和6年2月25日

	死亡です。 相続人は、〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇さん、被相続人との続柄は妹です。 願い出地は、□□町□丁目□□番、田、2, 354㎡です。 事務局が申請者から事情を聞き取り、今後も引き続き特定貸付を行い、農地として維持する意思があることを確認しております。 令和6年12月9日に、西端地区の15番委員、19番委員と事務局で、現場確認を実施しました。 地図は、115ページにあります。
会 長	ありがとうございました。只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。まず、15番委員お願いします。
15番委員	適切に耕作されており、問題ないと思います。
会 長	ありがとうございました。続いて19番委員お願いします。
19番委員	稲刈り後の状態で問題ないと思います。
会 長	ありがとうございました。この件について、推進委員の方も含めてご意見・ご質問はございませんか。
会 長	無いようですので簡易採決します。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議も無いようですので議案第3号は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第4号、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号に係る計画の件」と関連する議案第5号、「碧南農用地利用計画変更の件」を一括議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	4ページをお開きください。 議案4号、5号ともに同じ事業計画に関するものですので、一括して説明いたします。 議案第4号、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号に係る計画、通称「27号計画」および議案第2号、農業振興地域整備計画変更の件についてです。 今回、27号計画の策定、および農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、碧南農業振興地域農用地区域の農用地利用計画から除外するにあたり、碧南市から農業委員会に意見を求められているものです。 5ページをご覧ください。受付番号875番、市への申出者は〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇〇番地〇、〇〇〇 さん。 変更理由は、福祉施設建設のための農振農用地からの除外案件です。 施設の概要は、有料老人ホーム、障がい者グループホーム、障がい者就労支援施設兼障がい者放課後デイサービス各1棟、木造2階建て、合計建築面積2,678.19㎡、普通車94台、車いす送迎用福祉車両3台、大型車3台の計100台分の駐車場設置です。 申出地は、〇〇町〇丁目〇〇番、田、2,032㎡始め9筆の計8,67

7. 78㎡で、所有者は、□□町□丁目□□番地、□□□□□ 始め8名です。

農振除外を行うには、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の農用地利用計画の変更の5要件である、

- 1 代替すべき土地がないこと。
- 2 土地利用への支障が軽微であること。
- 3 農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと。
- 4 施設機能への支障が軽微であること。
- 5 土地改良事業から8年経過していること。

の全ての条件をみたす必要がありますが、県営経営体育成基盤整備事業の受益地内にあり、5の要件を満たしておりません。

ただし、土地改良事業が、区画整理や造成等の、いわゆる、面的整備でない場合は、27号計画を作成することによって、除外することが可能となります。なお、27号計画に位置付けるためには、農振除外後、農地転用した用地に設けられる施設が、地域の農業の振興に寄与すると認められなければなりません。この計画に関する意見を求められている案件が議案第4号、受付番号874番の議案となります。

それでは、事業内容につきましては、別紙「計画」を使って説明いたしますので、別紙計画をご覧ください。こちらが27号計画の案となります。

5ページまでについては、碧南の農業の原状が記載されておりまして、6ページ以降が今回の施設の内容となります。配置図等は計画書の最後に添付しております。今回の計画は、福祉施設を建設するものであり、子育て世代の農家を支援することで、農家世帯の労働力が減少することを防ぎ、地域の農業振興に貢献する施設であると考えられます。

よって、今回の計画は4ページのG2に記載のある「集落の活力やコミュニティ機能を維持・発展させるため。若者を地域に定住させるための居住空間の整備を推進する」ものとして、27号計画に位置付けることが妥当だと考えます。

また、農振地域からの除外につきましても、27号計画を策定することで農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の農用地利用計画の変更の5要件を満たし、農業振興地域内の農用地からの除外に問題はないと考えます。

市が農用地利用計画を変更するためには、碧南市農業委員会のほか、申出地の土地改良区である碧南市土地改良区、油が渇悪水土地改良区と、あいち中央農業協同組合の同意が必要となりますが、農業委員会を除く3団体についても、碧南市から意見照会が行われているとのことでした。

令和6年12月6日に、旭地区の8番委員、13番委員と事務局で、現場確認を実施しました。地図は116ページにあります。以上です。

会 長

ありがとうございました。只今の説明に関連して現地確認をした委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。13番委員お願いします。

13番委員

現地は稲刈り後の田んぼで特段問題はありませんでした。これだけの施設で

	駐車場も１００台分ということで渋滞が懸念されるため、何らかの渋滞が発生しないような対策を講じてほしいとの意見が地区でありましたので報告いたします。
会 長	ありがとうございました。この件について、推進委員の方も含めてご意見・ご質問はございませんか。
１８番委員	はい。(挙手)
会 長	１８番委員。(指名)
１８番委員	申請地の周辺は保育園があつて。その後に関連施設ができて、また今回グループホーム等ができるということですが、現状交通量等の問題は起きていないのですか。
事務局	開発部局である建築課の指示の元、交通量調査を行っており、渋滞が発生する恐れは無い見込みとのことです。また、駐車場台数 100 台という点についてもイベント時の必要数や従業員のシフト後交代時の必要台数を想定しており、入居者や通所者については原則送迎バスの利用となるため、日常的に渋滞は発生しないものと考えております。
会 長	今の説明でよろしいですか。
１８番委員	はい。大丈夫です。
会 長	他にありませんか。無いようですので簡易採決をします。議案第４号並びに議案第５号について原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議も無いようですので議案第４号並びに議案第５号は原案のとおり決定いたしました。
	次に、議案第６号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	６ページをお開きください。 議案第６号、農用地利用集積計画の件についてです。こちらは、一覧表にて説明します。 相対による貸借権設定は、合計件数１１２件、合計面積２１０，４３６㎡です。内訳は、田１８９，２０１㎡、畑２１，２３５㎡です。 所有権移転は、合計件数６件、合計面積５，２９９㎡です。内訳は、田９５１㎡、畑４，３４８㎡です。 転貸による貸借権設定は、合計件数６１件、合計面積１４９，６４４㎡です。内訳は、田１４８，６４４㎡、畑１，０００㎡です。 以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号の、 第１号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。 第２号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である イ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。

ロ、耕作等に必要な農作業に常時従事すると認められること。
の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会 長

ありがとうございました。

全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。5番委員の案件を先決します。5番委員の案件は、受付番号1000番始め18件です。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか。では簡易採決をします。5番委員関連について原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場

(「異議無し」の声)

会 長

異議もございませんので、5番委員関連の受付番号1000番始め18件は原案のとおり決定いたしました。

会 長

続きまして、6番委員の案件を先決します。6番委員の案件は受付番号979番です。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか。では簡易採決をします。6番委員関連について原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場

(「異議無し」の声)

会 長

異議もございませんので、6番委員関連の受付番号979番は原案のとおり決定いたしました。

会 長

次に、7番委員の案件を先決します。7番委員の案件は、受付番号877番始め4件です。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか。では簡易採決をします。7番委員関連について原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場

(「異議無し」の声)

会 長

異議もございませんので、7番委員関連の受付番号877番始め4件は原案のとおり決定いたしました。

会 長

次に、15番委員の案件を先決します。15番委員の案件は、受付番号976番始め4件です。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

よろしいですか。それでは簡易採決します。15番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場

(「異議無し」の声)

会 長

異議もございませんので、15番委員関連の受付番号976番始め4件は、原案のとおり決定しました。

事務局

続きまして、17番委員の案件を先決します。

会 長

17番委員の案件は、受付番号1028番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長

よろしいですか。それでは簡易採決します。

17番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、17番委員関連の受付番号1028番は、原案のとおり決定しました。
会 長	次に、19番委員の案件を先決します。19番委員の案件は受付番号992番始め15件です。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか。では簡易採決をします。19番委員関連について原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、19番委員関連の受付番号992番始め15件は原案のとおり決定いたしました。 それでは、先決43件を除く136件について、質疑に入ります。 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。 よろしいですか。それでは簡易採決します。 議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第6号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第7号、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願いの件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	100ページをお開きください。 議案第7号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件についてです。 受付番号1055番、申出人は、〇〇町〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇さん。 申出生産緑地は、◎◎町◎丁目◎◎番、畑、595㎡、□□町□丁目□□番、畑、204㎡、同じく45番、畑、902㎡、同じく46番、畑、95㎡の合計4筆1,796㎡です。 申出事由の生じた者は、△△町△丁目△△番地、△△△△さん。 申出事由が生じた日は、令和6年6月25日、理由は死亡です。 申出人との続柄は、父です。 申述書によりますと、死亡する以前は、年間300日農業に従事していたとのことです。 令和6年12月6日に、8番委員、13番委員と事務局で、現場確認を実施しました。地図は、117ページにあります
会 長	ありがとうございました。只今の説明に関連して現地確認をした委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。13番委員お願いします。
13番委員	冬だから草はもう枯れていましたが、しばらく耕作のされていない畑といった状況でした。
会 長	ありがとうございました。この件について、推進委員の方も含めてご意見・ご質問はございませんか。 無いようですので簡易採決します。議案第7号について、原案のとおり決定

議 場 会 長	することに異議はございませんか。
	（「異議無し」の声）
議 場 会 長	異議も無いようですので議案第7号は原案のとおり決定いたしました。
	引き続きまして、報告事項に入ります。
	報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 3件
	報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 11件
	報告第3号 農地法第18条第6号の規定による通知の件 7件
	追加報告
議 場 会 長	報告第4号 生産緑地あっせん願いの件 1件
	合計22件、一括報告してください。
事務局	（報告）
会 長	ありがとうございました。
12番委員 会 長	只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
	はい。（挙手）
12番委員	12番委員。（指名）
事務局	合意解約で〇〇さんの案件がありますが、前回も同じ方の案件が多くありました。今回の案件は前回の案件の続きでしょうか
	前回の議案とする締日までに書類のご用意が間に合わなかった案件が今月の議案となっております。
12番委員	今後もどんどん出てくるわけではないってことですね。
事務局	はい。
12番委員	〇〇さんは西端の方でもまだ結構な面積をやられていますので、解約されるとなると次の営農さんへ引き継がなければいけないし、書類についてもバラバラで出されると営農さんも苦労されると思うので、その辺りは事務局がしっかりと調整を図ってください。
事務局	承知いたしました。
会 長	他にはよろしいでしょうか。それでは質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。
議 場 会 長	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。
	続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。
	無いようですので以上をもちまして、第18回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後2時40分閉会～